

低入札価格調査実施工事における粗雑工事等の入札参加停止措置の強化について

本市におけるダンピング受注対策として、低入札価格調査を経て契約締結した建設工事(以下「低入札価格調査実施工事」という。)において、過失による粗雑工事等が生じた場合の入札参加停止期間を次のとおり加重します。

1. 改正内容

低入札価格調査実施工事において、過失による粗雑工事等が生じた際の入札参加停止期間を、通常の「1 カ月以上 6 カ月以内」から「3 カ月以上 6 カ月以内」に加重します。

＜過失による粗雑工事等が生じた際の入札参加停止期間＞

	改正前	改正後
通常	1 カ月以上 6 カ月以内	1 カ月以上 6 カ月以内
低入札価格調査 実施工事	<u>1 カ月以上</u> 6 カ月以内	<u>3 カ月以上</u> 6 カ月以内

2. 適用日

令和 7 年 4 月 1 日以降に入札を行う案件から適用

3. 補足事項

(1) 低入札価格調査について

- ・浜松市低入札価格取扱要領第 7 条に規定する調査をいいます。
- ・低入札価格調査については、浜松市公式ホームページ（ホーム＞創業・産業・ビジネス＞発注情報（入札・契約）＞工事・工事関連業務委託入札情報）で公表している資料を参照してください。

(2) 入札参加停止措置について

- ・浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に規定する措置をいいます。
なお、過失による粗雑工事等に関する措置要件及び入札参加停止期間は下表のとおりです。

(抜粋) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第 2 条第 1 項別表第 1 第 2 号

措 置 要 件	入札参加停止期間
(過失による粗雑工事等) 2 市工事等の施工にあたり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))が軽微であると認められるときを除く。)	1 カ月以上 6 カ月以内

《本件に関する問い合わせ先》

財務部 調達課 工事契約グループ 電話：053-457-2176